

## 第6期島根県消費者基本計画の策定について

### 1 消費者基本計画の位置付け

- ・「島根県消費生活条例」第8条の規定に基づく県の消費者施策の推進に関する基本計画である。
- ・県の上位計画である「島根創生計画（R2～6）」の個別計画である。
- ・「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項の規定に基づく島根県消費者教育推進計画として位置付けている。

### 2 基本計画策定の進め方

#### (1) 県民の意識や意見を反映した計画策定

計画策定にあたっては、消費者意識基本調査（アンケート調査）や政策への県民参加制度（パブリック・コメント）により、県民からの多様な意見や要望を反映させる。

##### ア 消費者意識基本調査（アンケート調査）

- 調査対象：島根県内に在住の満18歳以上の男女2,000人
- 調査内容：県民の消費生活に関する意識や要望を把握し、消費者行政を推進するため調査する。
- 調査時期：令和4年11月～12月実施済

##### イ 市町村及び消費者団体との意見交換会

- 市町村と各市町消費者問題研究会等との意見交換会で計画素案を説明し、寄せられた意見を反映させながら、素案の修正・見直しを行う。

##### ウ パブリック・コメント

- 計画素案に対して、パブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を反映させながら、素案の修正・見直しを行う。

##### エ 島根県消費者行政推進会議

- 基本計画を円滑に展開・推進していくため、庁内関係部局と協議を行う。

#### (2) 島根県消費生活審議会による審議

基本計画について当該審議会に諮り、消費者、事業者、有識者、教育関係者等の意見を反映させる。

### 3 基本計画策定スケジュール

別添1のとおり